

第 4 3 回中古自動車査定士技能検定実施要領

1. 公 告 方 法

次の方法により周知徹底を図る。

- (1) ポ ス タ ー : 受付終了まで各支所に提示するほか、各県業界団体事務所等にも掲示を依頼する。
- (2) 新 聞 広 告 : 平成 19 年 4 月 2 日 (月) 日刊自動車新聞に掲載する。
- (3) 業 界 団 体 に : 本部からは各中央団体長に、支所からは各県団体に協力を要請する。
対する文書
- (4) リーフレット : 支所窓口に用意し、求めに応じて配布する。
- (5) 本部のホームページにおいても広告する。

2. 試験の日時

小 型 車 平成 19 年 6 月 17 日 (日) 13 時より 16 時
大 型 車 平成 19 年 6 月 20 日 (水) 13 時より 16 時

注 1 . 試験場が県内 2 カ所以上となる場合でも、日時は全国一斉同時とする。

注 2 . 支所は予め業界各団体並びに各販売店と連携をとり、およその受験人員を予測し、その収容について計画すること。

3. 受験申請受付期間及び受付場所

平成 19 年 4 月 2 日 (月) より 4 月 27 日 (金) までとする。

(なるべく早めに手続きを済ますように各団体に依頼するものとする。)

受付場所は、協会支所及び中販連支所とする。

4. 受験申請書類

- (1) 中古自動車査定士技能検定申請書・査定士証発行台紙・受験票 2 枚複写式 1 式
複写 2 枚組の内訳
 - 1 枚目 (様式 検 - 1 支所控) 受付窓口保管用 (薄紙)
 - 2 枚目 (" " 本部用) 本部入力用 (厚手カード)
- 注 1 . 記入要領は別紙 1 の通り、慎重に記入のこと。
- 注 2 . 大型車と小型車を同時に受験する者の場合も一組に併記する。

(2) 写 真 2枚

縦40mm×横30mm、無帽・上半身・正面・無地背景、申請前3ヵ月以内に撮影のもの。

注1．写真の大きさは厳守して下さい。

注2．印画紙へのプリントは「カラー光沢・艶あり」またデジタルカメラ出力用は、スーパーファイン紙として下さい。

注3．台紙への貼付けは、両面テープ又は写真用のりをご使用下さい。

(3) 経歴証明書

規程第25条(3)の書類として、販売もしくは整備の経験を所属事業主が証明した書類(支所における確認資料とする)。

5. 受付に際して支所に準備すべき書類

申請書・査定士証発行用台紙・受験票、公示ポスター、リーフレット(受験のご案内と申請書の書き方)、経歴証明書、賛助金の案内、企業コード表、費用納付についてのポスター、領収書。

6. 受付に際して確認する事項

(1) 県内に在る会社に所属する者について申請を受付けること。

(2) 所属している会社が公安委員会の「自動車を取扱う古物商許可」を得ている販売会社であること。

(それ以外である場合には、検定に合格しても直ちには査定士として登録されない旨を知らせておくこと。)

(3) 受験資格である販売経験については、古物商許可を得ている会社におけるものであり、整備経験については国土交通省認証工場におけるものであること。

(4) 運転免許証の提示を求め、小型車受験者は普通免許、大型車受験者は大型第1種免許以上の所持を確認すること。

(その際氏名及び生年月日について申請書の記載との合致を確認すること。)

(5) 整備士については、自動車整備士合格証書又は自動車整備士技能者手帳の提示を求めて確認すること。一旦手続を完了した後の1部免除は認めないものとする。

注1．特殊整備士(車体・タイヤ・電気装置)も含め、自動車整備士はすべて「規程第24条による学科試験1部免除者」とするが、受験資格にある経験については前記(3)に注意すること。

注2．経験年数は試験の前日までに条件を満たすこと。運転免許・整備士資格は受付時点で確認できること。

注3．自動車専門学校生及び技術専門学校生の場合は、入学後半年以上であれば、実務経験半年を有するものとする。

(6) 受付時に受領した運転免許証・経歴証明書・整備士合格証書等の写は、確認後速やかにシュレッダー処理する等その取り扱いに十分注意すること。

7. 受験料等の領収と受験票の交付

- (1) 申請受付と同時に受験料を領収し、受験票（様式検 - 2 に受験番号を記し、受験者の写真を貼付したものを）を交付する。
- (2) 受験番号は、一部免除資格の有無により次の区分に従って各支所で設定する。

イ) 大型受験者

所持資格の区分	申請書受付場所	日 査 協	中 販 連
a. 小型車査定士である者		0 0 0 1 ~ 0 2 0 0	5 0 0 1 ~ 5 2 0 0
b. 小型車査定士であって、整備士でもある者		0 2 0 1 ~ 0 4 0 0	5 2 0 1 ~ 5 4 0 0
c. 整備士である者 (b 以外)		0 4 0 1 ~ 0 6 0 0	5 4 0 1 ~ 5 6 0 0
d. a ~ c 以外の者 (学科試験一部免除資格のない者)		0 6 0 1 ~ 0 8 0 0	5 6 0 1 ~ 5 8 0 0

ロ) 大型・小型同時受験者

所持資格の区分	申請書受付場所	日 査 協	中 販 連
e. 整備士である者		1 0 0 1 ~ 1 5 0 0	6 0 0 1 ~ 6 5 0 0
f. e 以外の者 (学科試験一部免除資格のない者)		1 5 0 1 ~ 2 0 0 0	6 5 0 1 ~ 7 0 0 0

ハ) 小型受験者

所持資格の区分	申請書受付場所	日 査 協	中 販 連
g. 大型車査定士である者		2 0 0 1 ~ 2 5 0 0	7 0 0 1 ~ 7 5 0 0
h. 大型車査定士であって、整備士でもある者		2 5 0 1 ~ 3 0 0 0	7 5 0 1 ~ 8 0 0 0
i. 整備士である者 (h 以外)		3 0 0 1 ~ 4 0 0 0	8 0 0 1 ~ 9 0 0 0
j. g ~ i 以外の者 (学科試験一部免除資格のない者)		4 0 0 1 ~ 5 0 0 0	9 0 0 1 ~ 9 9 9 9

- (3) 学科及び実車研修受講料並びに教材費は前納とする。
- (4) 受験料並びに教材費は(協会都合により試験を中止した場合を除き) 返戻しない。
- (5) やむを得ない事由で受験不能となり、研修開始 1 週間前までに証明書(病気の場合は医師の診断書、海外出張の場合は事業主の発行する出張証明書) をもって申し出のあった場合は研修受講料のみ返戻するものとする。

注 1 . 受験票には研修参加の都度支所が受講確認印を押し、実車研修を終えた際に回収する。
試験当日はこれによって席を指定する。

注 2 . 実車研修日には、あらかじめ「試験場案内(文例)」(別紙 5) を用意し、終了者に配布する。

8 . 支所における申請書のとりまとめと本部への送付

- (1) 支所は受付締切後 **5 月 8 日 (火) までに別紙 2 の申請者数報告書**にて本部業務課へ申請者数をファクシミリ報告すること。
- (2) 申請書の検 - 1 支所控は外して支所に残し、検 - 1 本部用と発行用台紙は切り離して受験番号順にととのえること。
申請書の検 - 1 本部用と発行用台紙 (学生等、査定士証を発行しないものは、除いても可) は、本部業務課へ書留又は宅急便にて 5 月 1 4 日 (月) までに届くように一括送付のこと。
(4 (3) の経歴証明書は支所に残置)
- (3) 企業コード表は、今回新しく追加された分を添付すること。
企業名には必ずフリガナを付けること。

9 . 受験申請者の教育研修について

- (1) 講師は原則として協会職員が直接担当すること。
- (2) 協会が実施する学科並びに実車査定の研修を修了させること。
- (3) 実車研修に使用する車両は実車研修教程に基づき準備のこと。
- (4) 研修教程
学科並びに実車の研修教程は査定制度運営規程の定めるところによる。
- (5) 使用教材

ア . 受験者各人用教材

a) 大型車受験者用

中古自動車査定基準 (基準及び細則 []、加減点基準 [])

事故減価数値表

大型車査定士受験者用 査定基準及び細則 (教本)

査定のための自動車構造知識

査定の実務

b) 小型車受験者用

中古自動車査定基準 (基準及び細則 []、加減点基準 [])

加減点基準ハンドブック

査定のための自動車構造知識

査定の実務

(注 . 印は、大型車と共通)

イ．教場における説明用教材

大版個別査定書（大型貨物車用及びダンプ車用）	（各 1 枚 2 0 0 円）
” （小型車用）	（ 1 枚 2 0 0 円）

研修期間中に試験の様式見本として練習問題用紙を配布する。

（ 6 ）研修の目指す知識レベル

試験の水準については、中古自動車査定制度運営規程の「別記」参照。

（ 7 ）研修の実施報告

支所は研修実施に際して受講者の出欠を確実に管理し、研修を終了した時点で別紙 3 による報告書を本部へ提出すること。

1 0 . 試験場の設定について

- （ 1 ）県内の地域性、受験人員等の関係で試験場を 2 ヶ所以上とするような場合には、それに対応する管理体制をととのえること。
- （ 2 ）試験会場が決定したときは、別紙 4 の「**試験場設定報告書**」をもって**5 月 1 8 日（金）**までに本部に報告すること。
- （ 3 ）試験場の管理については、あらかじめ各担当を定め、天候・交通事情も考慮して順調に取り運べるよう手筈をととのえること。
- （ 4 ）緊急の場合に備え必ず電話連絡の出来るようにしておくこと。

1 1 . 試験問題用紙の保管

試験問題は本部で作成し、試験の約 3 日前までに支所に到着するように送付する。

試験問題用紙の管理責任者は支所長又は事務長とし、用紙到着時には管理責任者立会いの下に、その種類と各枚数を確認し、厳封して当日まで保管すること。

時節柄、試験問題の機密保持については、特に厳正に行うこと。

1 2 . 当日の受験者の誘導

- （ 1 ）試験場が決まり次第に支所は、当日の集合時刻・会場建物名・所在地・交通順路・電話・連絡系の氏名・携行品等について記載した案内書（前記 7（ 5 ）注 2 . 参照）を準備すること。（大型と小型の指定を誤らないよう充分確認すること。試験場が 2 ヶ所以上設けられる場合には特に取違いの起こらないよう充分注意のこと。）
- （ 2 ）必需品は、HB 鉛筆・良質のプラスチック消しゴム・ルート計算機能付電卓・中古自動車査定基準。
- （ 3 ）集合時刻は、会場における受付～誘導～着席～説明等に要する時間を考慮して、試験開始 1 0 分前までに着席できるように指示すること。
- （ 4 ）各人の席は、前記 7（ 5 ）注 1 . により回収された受験票を予め机隅に貼る等の方法で指定すること。
- （ 5 ）学科試験一部免除者は、学科試験を早く終えるので、出口近くにまとめて席を設けるよう配慮すること。
- （ 6 ）受験票の写真と照合して、本人であることを確認すること。
- （ 7 ）受験人員が確定次第、別紙 6、別紙 7 によりファクシミリにて本部へ報告すること。

13. 試験方法

- (1) 試験は実技試験、学科試験の順に実施する。
- (2) 実技試験は、想定された車両について文章と略図によって車両の部位と状態を示し、査定基準を使用して個別査定を行う。(必要な部分は、予め記入してある個別査定書用紙に各自が書込む。)
- (3) 学科試験は、教材図書を見ずに解答する。(×式又は選択式)
- (4) 出題数と時間

ア. 大型車

a) 実技

大型貨物車	13:00~13:50	} 2車種 各50分
ダンプ車	14:00~14:50	

b) 学科 15:10~16:00 (20問 50分)

イ. 小型車

a) 実技

乗用車	13:00~13:50	} 2車種 各50分
小型貨物車	14:00~14:50	

b) 学科 15:10~16:00 (20問 50分)

注. 学科試験を一部免除される者に対する、免除する試験問題及び試験時間

1. 小型車試験

該当者区分	免除する学科試験問題の番号	試験時間
A 大型車査定士である者 受験番号が 2001~2500及び 7001~7500の者	問 1、問 2 (計 2問)	50分
B 大型車査定士であり、 整備士でもある者 受験番号が 2501~3000及び 7501~8000の者	問 1、問 2 問17、問18、問19、問20 (計 6問)	40分
C 整備士であってB以外の者 受験番号が 3001~4000 8001~9000 1001~1500 6001~6500の者	問17、問18、問19、問20 (計 4問)	40分

2. 大型車試験

該当者区分	免除する学科試験問題の番号	試験時間
D 小型車査定士である者 受験番号が 0001～0200及び 5001～5200の者	問 1、問 2 (計 2問)	50分
E 小型車査定士であり、 整備士でもある者 受験番号が 0201～0400及び 5201～5400の者	問 1、問 2 問16、問17、問18、 問19、問20 (計 7問)	40分
F 整備士であってE以外の者 受験番号が 0401～0600 5401～5600 1001～1500 6001～6500の者	問16、問17、問18、 問19、問20 (計 5問)	40分

14. 試験中の規律保持

- (1) 遅刻者は、やむを得ぬ理由と認められた場合は、10分を限度として入場を許可する。
- (2) 受験者の退場は、他の者の迷惑を考慮して試験開始後20分は認めぬこと。
- (3) 試験が厳正に行われるように管理し、もしも不都合があった場合は、人数の如何にかかわらず即座に退場を命じ、その者の受験は無効とする。

15. 試験後の答案の処理

- (1) 答案は、集めた都度その場で受験番号の順にととのえ、出席者各人についての提出有無を確認したうえ厳封し、試験当日中に速達書留又は、宅配便で本部へ発送する。
- (2) 試験用紙及び余った解答用紙はすべて回収し、散逸せぬよう支所で廃棄処分する。
- (3) 採点は本部において一括実施する。

16. 審査結果の通知

審査の結果は別紙8「審査結果一覧」をもって、査定士管理システムのWeb上に掲載する。
なお、合格者の受験番号一覧を本部のホームページに掲載する。

17. 合格証書の交付

本部は、電算システムによって合格者名簿を作成する。合格証書は、本部が作成して支所へ送付し、支所が合格者に交付する。

- * 名前の表示にあたり、管理するコンピューター上収録できない一部の漢字については、表示可能な漢字への読替えをする。

18. 査定士の登録

合格者名簿の中で、現に協会又は査定業務を実施する販売店に所属する者を識別表示し、これをもって査定士登録簿とする。(但し、査定士証交付保留6ヵ月に及んだ者は、登録を削除する。)

各支所の受付範囲にかかわる登録簿は、16.の「審査結果一覧」と同時に、査定士管理システムのWeb上に掲載する。

19. 査定士証の交付

本部は協会又は査定業務を実施する販売店に所属している合格者について査定士証を作成、交付する。また、新たに査定業務を実施しようとする自動車販売事業者に所属している合格者については、査定業務実施通知書(古物許可証の写添付)と引き換えに、査定士証を作成、交付する。

支所は、交付に際して査定士証交付手数料を領収する。

20. 既に査定士である受験者の取扱いについて

(1) 技能検定申請書には、「査定士証番号」を記入すること。

(2) 研修並びに試験の一部免除

査定制度運営規程第24条により、「中古自動車査定制度」についての研修並びに試験を免除する。

(3) 受験者が既に査定士である場合の研修受講料は、(1,050円(消費税込)を控除して)7,350円(消費税込)とする。

(4) この場合の合格証書の発行番号は、その者の先の査定士合格証書の発行番号の後に「-1」を付したものである。

(5) 査定士証は、査定士の種類欄に「小型・大型」を併記し、有効期間を新たにしたものを本部で作成し、先の査定士証と引換えで交付する。

(交付に際して領収する査定士証交付手数料は、1種類の場合に同額)

2.1. 同時に大型車と小型車を受験するものの取扱いについて

- (1) 受験料は、大型車と小型車を合わせて 8,400 円（消費税込）とする。
 研修受講料は、15,750 円（消費税込）とする。
 （査定制度、法規等の約 2 時間の重複に対して 1,050 円（消費税込）を控除）
- (2) 技能検定申請書の種類には、「両方」に をすること。
- (3) 合格証書は、大型車、小型車をそれぞれ発行し、小型車査定士合格証書の発行番号の後には、「 - 1 」を付したものとする。

参 考

受験者別検定費用一覧表

	小型車受験者				大型車受験者				小・大型車 同時受験者	
	新規	同左・ 整備士	大型車 査定士	同左・ 整備士	新規	同左・ 整備士	小型車 査定士	同左・ 整備士	新規	同左・ 整備士
受 験 料	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	8,400	8,400
研修受講料 (学科及び実車)	8,400	8,400	7,350	7,350	8,400	8,400	7,350	7,350	15,750	15,750
教 材 費	4,200	3,413	4,200	3,413	4,988	4,200	4,988	4,200	7,403	6,615
計	16,800	16,013	15,750	14,963	17,588	16,800	16,538	15,750	31,553	30,765

(消費税込)

*領収書の取り扱いについて

1. 査定士技能検定費用の領収書は、様式 3 1 - 2 を必ず発行すること。
2. 領収書の内訳は省略せず、明細単価を記入する。
3. 試験会場等開催場所の立地環境等により、弁当・飲み物代を領収する場合は様式 1 7 にて別途発行すること。(雑収入処理となるため)
4. 会場費は、受験料・研修受講料に含んでいるので別途請求は厳禁とする。

以 上

平成 19 年度前期（第 43 回）査定士技能検定 実施日程表

	支 所	本 部
H19.3		「実施要領」ポスター等発送
4	4 . 2 受験申請受付開始 ↓ ポスター掲示 ↓ 4 . 2 7 受験申請受付締切	4 . 2 日刊自動車新聞に実施広告
5	● 学科研修 ↓ 実技研修	5 . 8 申請受付人数員全国集計 5 . 1 4 技能検定専門部会 5 . 1 4 全国申請書集結完了
6	↓ 6 . 1 7 技能検定試験（小型車） 6 . 2 0 技能検定試験（大型車）	● 採 点 ↓ 分類集計
7		↓ 7 . 2 3 技能検定専門部会 合否決定 ● 合格発表
8	● 査定業務実施通知書受理 ↓ 合格証書交付 ↓ 査定業務実施確認書交付・査定士証交付	↓ ● 合格証書作成 ↓ ● 査定士証作成
9	↓	